

救急外来を受診される患者さまへ 院内トリアージ実施料の算定について

救急外来は、通常の外来診療科とは異なり、救急当番日（輪番日）等に初期診療を行います。後日、専門科の診察が必要な場合がありますので、お薬の処方は原則最低限となります。

診察の順番は、来院された患者さまの緊急度や重症度によって決定するものであり、受付した順番での診察とは限りません。したがって、場合によっては待ち時間が長くなる場合がありますのでご了承ください。

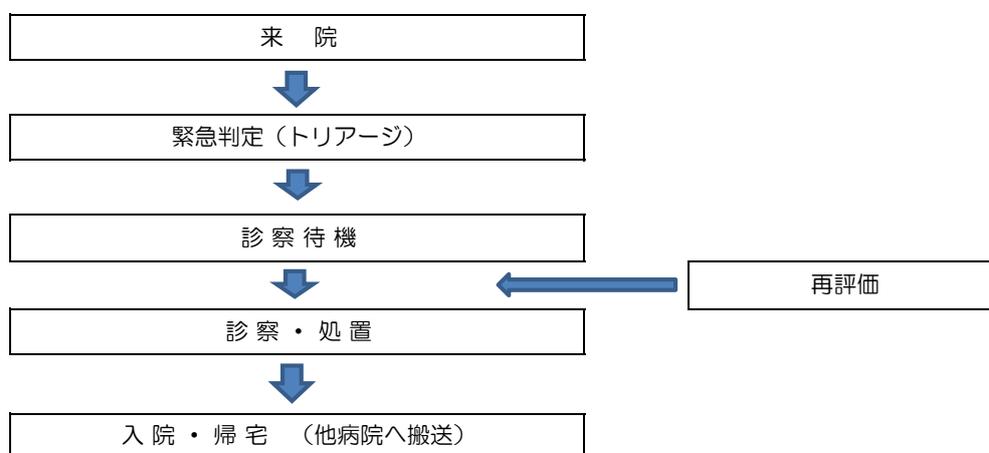
救急外来で診察を行う患者さまに、看護師または医師があらかじめ病状を確認させていただき、診察の優先度を決めさせていただきます。（院内トリアージ）

＜救急診療を優先すべき重症患者の判定基準（START法に準拠）＞

区 分	内 容	再 評 価 時 間
緊急治療	気道を確保しなければ呼吸が出来ない	30分毎
緊急治療	呼吸が頻呼吸	30分毎
緊急治療	末梢循環の悪化	30分毎
準緊急治療	意識レベルの低下なし	1時間毎
待機的に治療	歩行のできる患者	1時間30分毎

病気の重症度に応じて他病院に搬送させていただく場合もございます。

＜救急外来での受診の流れ＞



当院では、夜間・休日または深夜（土曜日は正午以降）において、受診された初診の患者さま（救急車等での緊急に搬送された方は除く）に対して、来院後、速やかに緊急性について判断をした場合、診療に係る料金に「院内トリアージ実施料」を平成30年4月から算定しております。